

この号の内容

1 Zoom, Webex の導入案内 (1)

2 Google Classroom の活用かんたんガイド」ご紹介

3 第3回講習会の開催報告・資料案内

【本ニュース発行主体】

HOSEI2020 オンライン授業支援特設チーム (教学統括副学長のもとに 2020 年度オンライン授業を支援する目的で設置)

【事務局】

総長室付教学企画室

Zoom、Webex の導入について (1)

大学としてライセンス契約を進めている Zoom と Cisco Webex (同時双方向会議システム) について、教員の方々から学内各所へのお問い合わせを多く頂いておりますので、本日段階でお知らせできる内容をお伝えいたします。

- 1) Zoom と Webex の本学アカウントによる利用は、5/7 に始められるように準備を進めています。当初は暫定環境となる可能性があります。
- 2) 利用 (受講) 可能な参加者数の上限は以下となる予定です。
ライセンス体系に基づく付与の方針は、あらためてご連絡します。
Zoom : 300 名まで Webex : 1000 名まで
- 3) Zoom については、現在本学メールアドレスで利用をされている場合、そのユーザー登録内容は移行できる見込みですが、条件等による検証を現在進めています。
- 4) 本学アカウントによる利用により、会議参加者を本学学生・教職員 (大学付与メールアドレスからのアクセス) に限定できるようシステム構築を進めています。(段階的な導入の可能性あります)
- 5) 大学からは、ライセンス付与とログインに関わる部分についてサポートします。ユーザ側の機器と各サービスの接続や設定に関しては、各社のドキュメント、サポートなどをご利用ください。
(本ニュースや本チーム講習会等で一定の情報提供は行う予定です)
- 6) その他のより詳しい情報は、あらためて5月6日までにお伝えします。

「Google Classroom の活用かんたんガイド」を発行しました

4月28日に上記のガイドを発行しました。

Google Classroom については、従来は教員からの申請を受けて利用できる体制でしたが、今回、専任・兼任教員ならどなたでも利用可能な体制に切り替えられました。

特に活用いただきたいのは以下の点です。

- ・学習支援システムに何らかの不調があっても、履修学生に連絡する方法として
- ・20MB 以上のファイルを学生に提示する方法として
- ・履修学生だけに動画を提示する簡単な方法として

ぜひガイドをご覧ください。

<https://hoppii.hosei.ac.jp/portal/site/-911267/tool/36abe83f-4692-44f8-9fa6-0d0d3d2bff3f?panel=Main>

第3回オンライン授業講習会を開催しました

4月29日、第3回オンライン授業講習会「Zoomで授業（初心者編）」を開催しました。初めに、廣瀬克哉教育支援本部担当常務理事・副学長から今回の講習会の位置づけについて資料を交えて説明があり、その後、キャリアデザイン学部兼任講師の大間哲先生から1時間近くかけて初心者向けのレクチャーをいただき、質疑応答を行いました。180名近くの先生方が参加くださり活発なやりとりの場となりました。大間先生、ありがとうございました。講習会資料を以下で学内公開しています。

★ご注意★法政大学教職員メールアドレス (@hosei.ac.jp) からのアクセスのみ有効です。
教職員対象学内限定資料につき、ご理解をお願いします。

<スライド資料・動画>

<https://drive.google.com/drive/folders/1CPeA86vugZNvEooPmVwL0BTGChKD-GXI?usp=sharing>

<参考情報>動画データについて

講習会中に、録画に関してデータ容量や変換時間のご質問がありました。

今回の講習会（90分）につきまして、録画ファイルの容量は360MB、変換に要した時間は約20分です。以下等でもZoomの場合、90分の会議（授業）で300-400MB程度とされています。

「オンライン講義の通信量」（大向一輝 東京大学大学院人文社会系研究科准教授）

<https://scrapbox.io/utdh/%E3%82%AA%E3%83%B3%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E8%AC%9B%E7%BE%A9%E3%81%AE%E9%80%9A%E4%BF%A1%E9%87%8F>

改正著作権法の施行と SARTRAS への利用届出・受理のご報告

4月28日に改正著作権法が施行され、法政大学は同日付で一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に利用を届け出、受理されました。

この手続きをもって、本学教員の皆様は、2020年度において著作者の事前の個別の許諾を得ることなく、オンライン授業目的に他者の著作物を利用することが可能となりましたので、お知らせします。なお、利用に際し、大学への個別の報告の手続きは現在のところ不要です。

<参考>

本ニュース1号（4月17日発行）、及び（教員の皆さんへ）2020年度春学期の授業方法について（その2）（大学ホームページ4月13日公開）では、以下のお知らせをしていました。

授業における他者の著作物の使用について

「授業で使用する資料のインターネット配信に関しては、授業目的公衆送信補償金制度の施行が4月28日と決定されました。これにより、個別の許諾を要することなく著作物をより円滑に利用できることとなります。許諾が必要な資料の学習支援システムへの配信は、4月28日以降にお願いいたします。」